

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24 年－ 28 (24. 11.26)	福祉保健	<p>保育所・認定こども園基準の条例化について</p> <p>▶陳情趣旨 鳥取県では、2010 年度から「子育て王国とっとり」事業に取り組み、子育て支援の推進を図っている。 王国の主人公は、“子どもたち”である。今を生きる子どもたちは、私たちの地域と鳥取の明日を担う主権者であり、無限の可能性を持った“私たちの宝”である。 保育所は両親が安心して働き、子どもの発達と生活を豊かに保障するために、また地域の子育て文化の拠点として子育て支援の大きな役割を担っている。そのためには、保育者には高い資質と専門性が必要とされ、保育の質的向上のための環境整備が急務となっている。 しかし保育の現場では、昭和 23 年に定められた保育所最低基準が基本的に現行の基準として運用され、貧しい保育予算の上に数々の規制緩和がすすめられてきた。その結果、保育士の非正規化がすすみ、乳幼児の発達の独自性をふまえて積み上げられてきた、保育内容や保育実践の敬称・質的向上が大きな課題となっている。 この度、鳥取県が保育所基準を条例で定めることになった。国基準では1歳児6人の子どもに対して1人の保育士配置基準となっているが、鳥取県では、保育関係者の強い要望を受けて、4.5 人の子どもで対応できる保育士配置の補助事業を続けてきたことが、保育現場では大変喜ばれている。 国の保育所最低基準を超えた鳥取県での保育所基準条例化が、保育の質的向上と安心・安全な保育に果たす役割は重大である。鳥取県が、「子育て王国」の名にふさわしい条例を制定され、子育てにかかる経済的負担軽減と自治体への財源保障を国にも求めながら、保育・子育て支援を行うための環境整備を行うことを求めて、以下について陳情する。</p>	<p>公的保育制度を守り豊かな保育をもとめる鳥取県実行委員会 代表世話人 入 江 一 枝 (東伯郡湯梨浜町泊 711) 外 4, 0 4 9 名</p>	

		<p>▶陳情項目</p> <p>【保育所基準について】</p> <p>1、保育の質を担保するために保育士配置基準を引き上げ、配置に必要な予算措置をすること。特に1歳児 4.5 人に1人の保育士、3歳児 15 人に1人の保育士の受け持ち人数になるよう条例に定めること。</p> <p>2、子どもの発達保障のために日々の体調管理と子どもの安心・安全を確保するために、3歳未満児受け入れの保育所には、看護師又は保健師の配置を必置とすること。</p> <p>3、今後、新設・増設の保育所において、年齢ごとの保育室面積基準は国基準以上に改善し、その際、備品などを取り除いた空間を子どもの生活空間となるように算定すること。</p> <p>【認定こども園の認定基準について】</p> <p>1、県認定基準で、現在3歳以上児1クラス 35 人の児童数を 30 人に改善すること。</p> <p>2、すべての子どもに温かく安全な給食が提供できるよう自園給食室（調理室）を必置とすること。</p>	
--	--	---	--